30

(土石流被害の防止による評価) (区分) 国補 復旧治山(国補) 桐沢(きりさわ) 事業主体 山梨県 事業名 事業箇所 韮崎市 清哲町 青木 地内 地区名 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当 妥当でない 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 0 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 本計画箇所は、韮崎市清哲町青木、折居地区を流れる一級河川高川南沢川上流の荒廃渓流である。近年の集中豪雨 により渓流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対 (2)事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 0 象の保護を図る必要がある。 ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 ②整備目標・効果 0 3経済妥当性 口主要日標 費用便益費 便益(B)/費用(C)= 4.83 > 1.0• 便益(B)= 870 百万円 · 費用(C)= 180 百万円 〇土石流被害の防止 保全対象 人家 50戸 県道 200m 市道 820m 市営林道 770m \circ 4 事業実施・規模の妥当性 土砂整備率 (現況)48 %<70 % ※ 災害実績 ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない 重要公共施設 有(第2次緊急輸送道路 県道韮崎南アルプス中央線)※ (避難場所 折居チビッコ広場) ⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効 (※ 評価基準値) 口副次目標 ⑥環境負荷への配慮 0 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する ⑦事業計画の熟度 0 ・地元韮崎市より強い要望あり □副次効果 く妥当性評価> ○飲雑用水の安定供給(簡易水道施設) 7項目すべて妥当であることから、妥当と判断 〇被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道韮崎南アルプス中央線) (4)事業間優先度評価 優先度評価: ・貢献度ランク: 副次効果ランク S1 (2)整備内容と整備量 (5)総合評価 0 谷止工 4基 ①整備内容 ・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施 ②整備期間 平成31年~平成34年 ③総事業費 200百万円(国費90百万円(1/2) 県費110百万円(1/2)) 【事業位置図等】 平成31年 谷止工1基 45百万円 4全体計画 小模模步道框 平成32年 谷止工1基 45百万円 祖母石 平成33年 谷止工1基 55百万円 平成34年 谷止工1基 55百万円 ⑤既整備内容·期間·事業費 昭和41年 床固工1基 1百万円 事業対象 平成2年~平成8年 谷止工5基 山腹工A=0.10ha 249百万円 平成12年~平成15年 谷止工11基 416百万円 韮崎市 平成18年~平成26年 谷止工4基 山腹工A=2.40ha 823百万円 水上の1